

平成 28 年第 4 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年12月1日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月1日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	板倉浩幸
	3番	飯田雅広	4番	石原裕介
	5番	水野智見	6番	戸谷裕治
	7番	伊藤俊一	8番	黒川勝好
	9番	中村英子	10番	佐藤 茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	安藤洋一	14番	高阪康彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	岡村 智彦		
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安 心 安 全 課 長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税務課長	鈴木 孝治
	民 生 部	部 長	橋本 浩之	次 長 兼 環 境 課 長	江場 満
		次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	伊藤 光彦	子 育 て 推 進 課 長	寺西 孝
		住民課長	鈴木 敬	健 康 推 進 課 長	小島 昌己
		保 険 医 療 課 長	寺本 章人		
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦
	上下水道部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 満	下 水 道 課 長	加藤 満政
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司	次 長 兼 消 防 署 長	佐藤 安英
	教 育 委 員 局 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	黒川 静一
生 涯 学 習 課 長		伊藤 保光			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議 事 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 選挙第2号 蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第4 選挙第3号 蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 日程第5 議案第58号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第61号 蟹江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第62号 蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第63号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第64号 蟹江町国民健康保険税条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第65号 蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第66号 蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道の設置及び管理に関する条例及び蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第67号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区（その23）請負契約の締結事項の変更について
- 日程第15 議案第68号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区（その25）請負契約の締結事項の変更について
- 日程第16 議案第69号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区（その26）請負契約の締結事項の変更について
- 日程第17 議案第70号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区（その32）請負契約の締結事項の変更について
- 日程第18 議案第71号 平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第72号 平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第73号 平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第21 選挙第2号 蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について
- 追加日程第22 選挙第3号 蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 追加日程第23 議案第58号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第24 議案第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第25 議案第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第26 議案第67号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区

- (その23) 請負契約の締結事項の変更について
- 追加日程第27 議案第68号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その25) 請負契約の締結事項の変更について
- 追加日程第28 議案第69号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その26) 請負契約の締結事項の変更について
- 追加日程第29 議案第70号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区
(その32) 請負契約の締結事項の変更について

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成28年第4回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆さんのお手元に議会運営委員会報告書、議事日程、蟹江町選挙管理委員会委員・補充員指名案が配付されております。

ここで、黒川勝好君より葬儀のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。

○8番 黒川勝好君

おはようございます。

貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言だけ御礼のご挨拶をさせていただきます。

先月11月13日に母親を91歳で亡くしまして、14日の通夜式、そして15日の告別式には、町長を初め理事者の方々、そして議員の方々皆さん大勢おつめをいただきました。お忙しいところを本当にありがとうございました。おかげさまで、無事送り出すことができました。本当にありがとうございます。

また、今後とも変わらぬおつき合いのほどをよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが御礼のご挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には飯田和泉さんを指名します。

ここで、去る11月25日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、改めましておはようございます。議会運営委員長の安藤でございます。

それでは早速報告申し上げます。

去る11月25日金曜日午前9時から開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

1番目、会期の決定についてでございます。

本定例会の会期は、本日12月1日木曜日から12月16日金曜日までの16日間といたします。

2番目、議事日程についてでございます。

まず、本日、初日でございます。議案上程、付託・精読の後、5件の人事案件と4件の先議案件を審議・採決し、その後に全員協議会を行います。

2日金曜日でございますが、1日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

6日火曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第63号と議案第64号の審査をお願いします。その後、所管事務調査を行います。午後1時30分からは防災建設常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第61号、議案第62号、議案第65号、議案第66号の審査をお願いします。その後、所管事務調査を行います。

12日月曜日は一般質問を行います。一般質問が終わりましたら、議会広報編集委員会、議案運営委員会の順で行います。

13日火曜日は、12日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

16日金曜日は、最終日でございます。追加議案上程、精読、委員長報告の後、議案審議・採決、追加議案審議・採決となっております。

本会議終了後、議員総会を開催いたします。

以上が12月定例会の議事日程でございますので、よろしく願いいたします。

続いて3番目、人事案件についてでございます。

選挙第2号「蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について」及び、選挙第3号「蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について」は、本日追加日程により選挙を行います。選挙の方法は議長の指名推選といたします。

議案第58号、議案第59号、議案第60号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の3案件につきましては、本日追加日程により審議・採決いたします。

4番目、先議案件についてでございます。

議案第67号「蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区（その23）請負契約の締結事項の変更について」から、議案第70号「蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区（その32）請負契約の締結事項の変更について」までの4案件につきましては、本日追加日程により審議・採決をいたします。

5番目、総務民生常任委員会及び防災建設常任委員会所管事務調査についてでございます。

12月6日火曜日、各常任委員会の付託事件審査終了後、所管事務調査を実施いたします。

総務民生常任委員会は学童保育の運営状況について、防災建設常任委員会は、①JR蟹江駅周辺まちづくりアンケート調査の進捗状況について、②空家等実態調査の進捗状況について、③人家に係る犯罪発生件数について、それぞれ理事者からの聞き取り調査を行います。

6番目、追加議案についてでございます。

人事院勧告に基づく改正給与法成立に伴い、条例改正等の議案を最終日の冒頭に上程し、精読の後、追加日程により審議・採決いたします。

なお、議案の配付は12日、一般質問の日に予定しておりますのでよろしく願いいたしま

す。

7番目、行政報告についてでございます。

須成祭（ユネスコ登録関係）について、本日冒頭に副町長より報告を行います。

8番目、意見書等についてでございます。

9月定例会から継続審議となっていた（1）及び（2）と、9月定例会以後に提出されました（3）から（19）までの意見書の取り扱いにつきまして、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し協議いたしますのでお目通しをお願いいたします。

9番目、その他でございます。

（1）議員総会の開催についてでございます。

タブレット端末の議会導入関連について、12月16日金曜日、最終日の本会議終了後に、協議会室において議員総会を開催し協議いたします。

（2）議員と理事者との懇親会についてでございます。

12月16日金曜日午後6時から行います。

（3）海部郡町村議会議員研修会及び懇談会についてでございます。

12月22日木曜日午後4時から研修会を行い、午後5時半から懇談会を行います。出欠席を6日火曜日までに議会事務局までお願いいたします。

以上、報告申し上げます。

（13番議員降壇）

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

ここで、副町長より行政報告の申し出がありましたので、許可をいたします。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、議長のお許しをいただきましたのでご報告申し上げます。

須成祭のユネスコ文化遺産登録の件でございます。

この件につきましては、さきに、ことしの須成祭の実施状況と今後のユネスコ文化遺産登録に向けてのスケジュールをご報告申し上げたところでございますが、本日の未明午前2時に、エチオピアのアディスアベバで行われているユネスコの政府間委員会で、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載が認められました。これで正式に蟹江町の須成祭がユネスコ無形文化遺産に登録をされたこととなります。

このことを受けまして、本日早朝より須成祭のユネスコ無形文化遺産登録の万歳会を開催させていただいたところでございます。朝早くからにもかかわらず、祭り関係者初め多くの議員の皆さんにもご出席をいただき、130名を超える参加者がございました。まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

この須成祭は、平成24年3月に国の重要無形民俗文化財の指定を受け、その後、須成祭を

含む日本国内の33件の山車が中心となって行われる山・鉾・屋台行事として、平成27年3月には文化庁からユネスコ無形文化遺産の候補として申請されておりました。先月の10月31日は、政府間委員会の評価機関より、記載すべきとの勧告があり、11月28日から12月2日の間にエチオピア・アディスアベバで開催される政府間委員会において最終決定されることとなっております。

このような状況の中、本日未明、晴れてユネスコ無形文化遺産の登録が決定され、この決定を受けて本日の万歳会を開催させていただいたところでございます。

なお、平成29年2月12日、この日曜日には、この万歳会の後、蟹江中央公民館で、地元須成祭関係者にご協力いただきまして、町主催の登録記念イベントを計画しておりますので、ぜひともご来場くださるようによろしくお願いをいたします。

今後は、ユネスコ文化遺産に登録されることを契機に、地元の活力の源となるよう、また、担い手の励みになるよう、世代を超えて受け継がれてきたこの生きた遺産を後世にしっかりと伝えるべく、関係者一同、力を合わせるとともに、議会の皆様方も引き続きご尽力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に、お手元に本日配付いたしました記念品をお配りしてございます。あわせてよろしくお願いを申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○町長 横江淳一君

改めまして皆さんおはようございます。

ただいま副町長から行政報告がございました。私からも御礼を申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございます。

きょうは万歳会ということで早朝よりお集まりをいただきましたことも重ねて御礼を申し上げたいとともに、この須成祭をこれから蟹江町の文化遺産として、しっかりやっぱり守り継いでいく、こういう義務が生じたということも事実でございます。弥富の敬神会の皆さん、三位一体でこれを守り続けていくという、先ほどご挨拶がございましたとおり、行政といたしましても、蟹江町を代表する祭りとして位置づけられたことと、そしてまた、世界に……

(「弥富じゃない」の声あり)

あっ、すみません。弥富と言いましたか。失礼いたしました。

須成祭が世界に冠たる祭りとしてソーシャルネットで、もう今、世界中に発信をしておる状態であるというふうに私は思っております。ある意味、また議員各位にはいろんなことをお願いをすることになると思いますが、どうぞまたお力添えをいただきますことをお願いを申し上げたいと思います。大変失礼をいたしました。須成祭でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番飯田雅広君、4番石原裕介君を指名いたします。

○議長 高阪康彦君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は16日間と決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第3 選挙第2号「蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について」を議題といたします。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 金山昭司君

選挙理由の説明した。

○議長 高阪康彦君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本案は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第4 選挙第3号「蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 金山昭司君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本案は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第5 議案第58号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

私からも推薦の弁を述べさせていただきたいと思います。

ただいま担当が申し上げましたとおり、平成17年の7月から現在まで人権擁護委員としてご活躍をいただいております。ほかに、平成19年4月からスクールサポーターとしても、子供の人権にも熱心に取り組んでいただいている現状がございます。人格識見も大変高く人望も大変厚いということを考えてございますので、適任者であるというふうに思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第58号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第6 議案第59号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

私からも推薦を申し上げたいと思います。

山田委員は平成20年7月から、先ほど申し上げましたとおり、現在に至るまで人権擁護委員として、法務大臣の委嘱を受けてご活躍をいただいております。

本町におきましても環境美化指導委員、そして嘱託補助員として頑張っていただいた経歴もございますので、人格識見も大変高こうございます。人望も厚いということでございます。

ので適任者であると考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第7 議案第60号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

私からも推薦の弁を述べさせていただきたいと思います。

神田委員におかれましては平成26年7月から、ご案内のとおり人権擁護委員としてご活躍をいただいております。ほかに、平成21年4月から25年3月まで町立の舟入小学校の校長先生、現在は大治西小学校で教壇に立たれております。また、本町においても社会教育委員の副委員長としてご活躍をいただいております。人権識見も大変高いわけでありまして人望も大変厚い方でございます。適任者であると考えてございますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第8 議案第61号「蟹江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 志治正弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

少しだけちょっと聞いときますけれども、農業委員の定数を12とするということなんですけれども、これは以前の、ちょっと僕もわからないので聞いていくんですけれども、12というのは変わらないのかということと、推進委員の定数を2とするということで、この推進委員という役割がわかりましたらお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず農業委員の定数でございますが、前回までは選挙ということで14名ございました。2名が減って12名ということで今回は提案をさせていただいております。農地利用最適化推進委員を2名追加することになりますので、農業委員会等に出ていただく人数としては14名でございます。

それと、農地利用適正化推進委員の仕事でございますが、こちらにつきましては担当区域での担い手への農地集積や農地パトロールなどの現場活動を行うことが主な役割となっております。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第9 議案第62号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 議案第63号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 議案第64号「蟹江町国民健康保険税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第12 議案第65号「蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 志治正弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第13 議案第66号「蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道の設置及び管理に関する条例及び蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第14 議案第67号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その23) 請負契約の締結事項の変更について」ないし、日程第17 議案第70号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その32) 請負契約の締結事項の変更について」の4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤でございます。

ちょっと教えてほしいんですけども、議案第67号の変更についてなんですけれども、どのぐらいのその異物というか、が出てきたら変更になるとかという何か規定があるんですか。

例えば、穴を掘るんですから中に何が埋まっておるかかわらんっていうのは最初からある程度は見込んでおると思うんですね。これが石ころだったらこれはしようがないねとか、コンクリート殻だったら別に見ようかとか。それから、何立米あるから別になるよとかってそういうのがあるのかないのか。というのは、民間だと、金額的にこのぐらいのパーセント、1%にも満たないようなものだと、ちょっとやってよというようなことはしょっちゅうあるんで、その辺がちょっとよくわからないので一遍教えてほしいと思っております。

○下水道課長 加藤満政君

こちらにつきましては、コンクリート殻でございますが、結構もう1メートルまでは行ってなかったんですけども、それに近いような固まりの殻という扱いが出てきた状況が発生しておりましたものですから、それはどうしても下水道管を入れるスペースも確保できなかった状況でそれを撤去をさせていただく費用を見させていただいたということと、あと、四郎兵工用水にボックスカルバートが今現在入っておる状況でございますけれども、そこでボックスカルバートを施工したときに、皆さんの民地の家のほうに支障が後から発生しないように矢板がまだ残っておる状況もあったものですから、それに伴いまして矢板もずっと残って

おります。そこでマンホールも設置を入れられる状況の場所もあったものですから、それについてはやっぱり場所的にちょっと支障があったものですから、矢板等を撤去させていただいた状況で、そこら辺の費用をいただいたということでございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

少し、議案70号のほうですけれど、当初の予定とこちら変わって、もう一度説明していただけないか。これをなぜ変更したのか、よくわからなかったもので。これを後ほど壊すとか何とかおっしゃったような。もう一度説明してください。

○下水道課長 加藤満政君

すみません。

こちらにつきましては推進工法の工区でございまして、県道の弥富・名古屋線を推進、ずっと北のほうへ行きました状況の場所でございます。群鳳のもう少し北のほうに立坑を設置をさせていただいて、そこでマンホールを設置をする状況の中で、マンホールの下に、今、底盤、コンクリートを打つところまで設計を見ておったんですけれども、ここのエリアにつきましては来年度はちょっと入りませんですけれども、30年度にここを施工する計画が入っておる中で、下の底盤をちょっと、今の段階で打つ状況というのは支障になるということがちょっとわかったものですから、それを底盤のコンクリート打ち込みをやめたということの工事の変更でございます。

○6番 戸谷裕治君

僕はそこはよくわからないんですけれども。ここをやらなくても30年度に新しい工事をされるから、これやらないということ。どういう理解したらいいんでしょう。理解、頭悪いものでちょっと……。

○下水道課長 加藤満政君

マンホールを設置する状況の中で、下のところについて、下水の水道みたいな今のインバート——インバートと言うんですけれども、その水道をつけて完成が普通する状況があるんですけれども、当然、まだ施工がこれから発生するということがありましたものですから、せっかくインバートをつくっても、その工事のところで影響が発生するということがあると思うというか、発生が見込まれましたものですから、その工事を見送ったということでございます。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

大体理解できましたけれども。

そうしましても、30年度にはまた新しい工事をしないとだめということ。

○下水道課長 加藤満政君

当然、北のほうからの工事をずっと進める中で、最終的にその、今のマンホールに下水道管をつなぐ状況の中で、最後の仕上げでコンクリートを打たさせていただきたいということの変更でございます。

○6番 戸谷裕治君

はい、わかりました。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

今、4本これ出たわけけれども、金額的にも20万だ41万だ、1つはマイナスの71万で、最後なんて5万8,000円ですよ。今までこんな細かいあれってありましたか、これ。大きな、1%にも満たない、さっき安藤議員から出たんですけれども、本当に1%に満たない数字で変更してきた。我々素人でわかりませんが、自分のうちつくるときに、これだけのちょっとぐらいの変更だったら、頼むぜで事は済むと思うんですけれども。本当にこれ、こんなことでやっておったら、これからまだまだいっぱい下水道はやらなあかんんですけれども、大変ですよ、これ。何かできんのですか。これ、毎回毎回こんなことやっておっては。それから、今の69号なんっていうのは、これ、あれですが、中電のケーブルの上と下で違ってた。だったら最初から上でやっていただければ、71万それがしか安くなったわけでしょう。だったらなぜ、最初から上でやらないんですか。

だから、掘ってみなきゃわからんって言えばそれまでですけれども、当然それなりの想定をされて、何千万という予算でやっておるんですよ。それが20万だ40万だ、上げてくれ。一番最後なんて5万8,000円ですがね。こんな数字が出てくるということ自体が、これから審議していく上で本当に困っちゃうんじゃないかなと思うんですけれども。それは担当に聞いてもそれは、言われりゃ上げないかんと言えば上げるんですけれども、どうやって、世知辛い世の中になったって言えばそれまでですけれども、どういうもんですかね。僕、よく理解できんですけれども、町長どうですか。

○町長 横江淳一君

今、安藤議員も黒川議員もおっしゃるのはよくわかります。私もこの議案を提出するとき担当者とよく話を聞かせていただきました。

冒頭に出させていただきました67号の件も、もともと四郎兵エ用水にはそのような施工がしてあるというのは十分図面では理解はしておるんですけれども、いざやっばり掘って見ないとわからないという部分も実はあるのも事実であります。特に新本町線の中電の工事につきましても、私も疑義を申し立て、冒頭からちょっと調査ができなかったのかということで、蟹江町各所で推進工法が途中でとまったりというのが多々、実はあります。微細なことについてはその中で吸収をしていただくことはあるということではございますが、厳正に今回はきちっとやらせていただいたということでありますので、今後とも一遍担当者と相談をしな

がら、軽微なことにつきましては調整をさせていただき、ご納得いただけるようなものにつきましては、皆様方にはまた納得いただけるようなそんな報告をさせていただきたいと思いをします。

今回につきましても、これを契機に、今後、推進工法、開削工法いろいろあるわけでありまますけれども、特に推進につきましては地下埋設物ということでございますので、しっかりと注意をして基本設計に当たられるように、業者をお願いをしていきたいというふうに思っています。

以上であります。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号ないし議案第70号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号ないし議案第70号は精読とされました。

ここで、暫時休憩をします。

再開は10時40分といたします。

(午前10時22分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 高阪康彦君

日程第18 議案第71号「平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第71号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第19 議案第72号「平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第72号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第20 議案第73号「平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第73号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました、選挙第2号「蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について」、選挙第3号「蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について」、議案第58号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第59号「人権擁護委員の推薦につき意見を

求めることについて」、議案第60号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第67号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区（その23）請負契約の締結事項の変更について」ないし、議案第70号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区（その32）請負契約の締結事項の変更について」の9案件を、この際日程に追加し議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、9案件を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第21 選挙第2号「蟹江町選挙管理委員会委員の選挙について」を議題とし、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

お手元に配付の指名案のとおり、蟹江町選挙管理委員会委員に鈴木政勝君、棚橋美知子さん、伊藤誠君、後藤光彦君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を蟹江町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました鈴木政勝君、棚橋美知子さん、伊藤誠君、後藤光彦君、以上の方が蟹江町選挙管理委員会委員に当選されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第22 選挙第3号「蟹江町選挙管理委員会委員補充員の選挙について」を議題とし、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

お手元に配付の指名案のとおり、蟹江町選挙管理委員会委員補充員に、第1順位、近藤直樹君、第2順位、坪井幹善君、第3順位、山田安代さん、第4順位、戸田厚君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を蟹江町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、第1順位、近藤直樹君、第2順位、坪井幹善君、第3順位、山田安代さん、第4順位、戸田厚君、以上の方が順序のとおり蟹江町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第23 議案第58号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第24 議案第59号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第25 議案第60号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第26 議案第67号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その23)請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第27 議案第68号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その25)請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第28 議案第69号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その26)請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

先ほどもご説明ありましたけれども、少し関連してお伺いしたいんですが、中電のケーブルというふうにここに記載されているんですが、私は電気の線というのはみんな地上で電線でばかりというふうに思って、蟹江町で電気関係のものケーブルというのがそういうふうにあるんだなということ今思ったんですけども、この地下というものにいろいろ、中電のケーブルなり、またガス管だとか、またその他のものというのがもろもろ地中に埋められて利用されていると思うんですけども、この、各そういう管に、埋めるときの一定の

ルールというようなものがあるのかないのかということなんですけれども、場所の形状によってそれぞれ条件も違うかと思いますが、場所場所によって、あるところは右にあったり左にあたりとかというような感じで、これというのは一定のルールというものを持ってやるものなのかどうかということに関連してお伺いします。

○下水道課長 加藤満政君

道路における占用物につきましては正式なルールはない状況だと思います。

それで、やはり先行的にやっぱり入っていく状況が今のちょうどケーブルの中電の、これ一緒になったんですけれども、ここはちょうど中電の変電所があるところでございます、そこでやっぱり地下の埋設があったということで、当然、中電のほうからは事前に資料はいただいた状況がありましたんですけれども、やはり示されるておる高さ、現地がやっぱり乖離しておったという状況で、やっぱり掘った状況でそれがわかった状況が発生したということでございます。

それで、だんだん今の、特に新本町線につきましてはすごく埋設物がたくさんございまして、あと、工業用水とかN T Tとか、あと私のところの上水ですね、上水も300の、本当に幹線の管が入っておる状況があります。そういうところがやはりだんだん占用のスペースをやっぱり確保するためにそういうところを入れ込んでおく状況が発生しておったみたいで、それで下水のほうも大変、その辺の入れる場所でいろいろと検討をしておる中でやっぱり最新のデータをいただきながら検討した状況があったんですけれども、現地とやっぱりちょっと乖離があったという状況で、こういう問題が発生したということでご理解いただきたいと思えます。

○9番 中村英子君

なかなか一定のルールに基づいて位置を決めるということは難しいかと思うんですけれども、ただちょっと気になるのは、その災害のときなんです、災害なんかが発生して、ある場所が復旧しなきゃいけないようなときに、場所場所によってその埋まってる管の位置というのが一定でないとする、一々その図面を見て、ここには何が埋まっているんだとか何はこうだとかというような感じになるとすると、非常にこれ、災害時の対応ということになると、これはちょっといいのかなどうなのかなというふうに思うところなんですけれども、その点は、できれば一定のルールを持って町内の道路のその埋設というのはやったほうがいいと思うんですけれども、その辺はどういう、何か所見があればですけども。

○下水道課長 加藤満政君

当然、道路に入れさせていただく状況というのは下水道管も1つある中で、当然道路の管理者、土木農政課がございまして、そちらと協議をしっかりとしながら、その辺を調整を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○産業建設部長 志治正弘君

補足で私のほうから、産業建設部として土木全体、町内域ですね、のことをちょっとご説明をさせていただきます。

今、議員がおっしゃるとおりに埋設物ですね、どこに何があるかというのは、例えば水道管、下水管、それからあと地下ケーブルですね、今回のような地下ケーブルと、あとガス管等が入っております。当然道路に入れる場合は、国・県・町のそれぞれに道路占用許可をとらなきゃいけない状況の中で、土木のほうで大方の埋設物は管理、把握はしております。ただ、今回の場合については、ちょっと今下水にちょっとイレギュラーなところがあったみたいですけども、基本的には道路管理者のほうで全て管理をしておりますので、災害等の復旧に関しても、そのデータをもとに災害復旧のほうに当たる考えでおりますのでどうぞよろしく申し上げます。

○9番 中村英子君

だから、私が言っていることは、そのデータはあるんですけども、それは場所場所によって非常に状況がばらばらなんではないかなって、そのことにちょっと気になるなという話をしておるわけ。だからその場所場所を確認しなきゃいけないのかということをやっている。全体的なルールのもとにやられてましたかというふうに聞いておるだけで。

○産業建設部長 志治正弘君

申しわけございません。ちょっと説明が足りませんでした。

一定のルールで埋設管は入れるように指導はしております。例えば位置的に、さっき言ったように水道管、下水管、その地下系からガス管等々が入ってますんで、例えば水道管については地盤のGLから1メートル20ぐらいの高さで入れなさいよ、深さで入れなさいよという基準は持っております。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第29 議案第70号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分

区（その32）請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

（午前11時20分）